

あきる野市における外部の労働者等からの公益通報への対応手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく外部の労働者等からの公益通報への対応手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(公益通報受付窓口)

第3条 総務部総務課（教育委員会が通報対象事実に関する事務を所掌する場合にあっては、教育部教育総務課）に公益通報受付窓口を置く。ただし、公益通報受付窓口を経由せずに通報対象事実に関する事務を所掌する課（以下「主管課」という。）に対してなされた公益通報を、当該主管課において受け付けることを妨げるものではない。

2 市は、公益通報の内容について、処分又は勧告等をする権限を他の行政機関が有するときは、当該権限を有する他の行政機関を公益通報者に教示するものとする。

(受付手続)

第4条 公益通報受付窓口は、公益通報があったときは、外部通報受付票（別記様式）により、必要な事項を公益通報者に確認するものとする。

2 公益通報受付窓口は、公益通報を受け付けたときは、主管課に当該公益通報を取り次ぐものとする。この場合において、主管課は、公益通報者から通報対象事実の詳細その他必要な情報を聴取するものとする。

3 公益通報受付窓口を経由せず、主管課に対してなされた公益通報については、当該主管課において第1項の規定による確認をするものとする。この場合において、当該主管課は、受け付けた公益通報の内容を公益通報受付窓口に連絡するものとする。

(受付後の手続)

第5条 主管課は、公益通報を受け付けた後は、当該公益通報に関して調査を行う必要性について検討し、調査を実施するときはその旨を、調査を実施しないときはその旨及びその理由を、公益通報受付窓口に報告するものとする。

2 主管課は、調査を実施するときは、当該公益通報への対応手続の終了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めなければならない。

3 第1項の規定による報告を受けた公益通報受付窓口は、その内容を公益通報者に通知するものとする。

(調査の実施)

第6条 主管課は、当該公益通報に関する秘密を保持するとともに、公益通報者が調査の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、必要かつ相当と認められる方法で調査を実施する。

2 主管課は、前項の調査を実施したときは、その結果を当該公益通報者に通知するものとする。

(調査結果に基づく措置)

第7条 主管課は、前条第1項の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やか

に法令に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。

- 2 主管課は、前項の措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、公益通報者に通知するものとする。

(秘密保持)

第8条 公益通報に関与した職員（公益通報への対応に付随する職務等を通じて、公益通報に関する秘密を知り得た者を含む。）は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要領は、令和4年5月18日から施行する。

別記様式（第4条関係）

外部通報受付票

| | | |
|---------|---|---|
| 受 付 | | |
| 通報年月日 | 年 月 日（電話・書面・その他（ ）） | |
| 受 付 者 | 所 属 氏 名 | |
| 公益通報者 | フリガナ | |
| | 氏 名 | |
| | 住 所 | |
| | 役 務 提 供 先 | |
| | 所 在 地 | |
| | 役 務 提 供 先 と の 関 係 | <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 派遣労働者 <input type="checkbox"/> 取引先（ <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 上記であった者 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 通 報 内 容 | 役 務 提 供 先 の 違 法 行 為 等 の 内 容 （日時、場所、内容、目的、原因、通報理由等） | |
| | 違 法 行 為 等 の 状 況 | <input type="checkbox"/> 生じている。 <input type="checkbox"/> 生じようとしている。 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| | 証 拠 書 類 | <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無 |
| | 対 象 と な る 法 令 等 | |
| | 備 考 | |

| | | |
|---------|---|-------|
| 受 付 後 | | |
| 決定年月日 | 年 月 日 | |
| 取 扱 内 容 | 検 討 結 果 <input type="checkbox"/> 調査を実施する。 <input type="checkbox"/> 調査を実施しない。 調査を実施する場合の標準処理期間 <input type="checkbox"/> 設定（ か月） <input type="checkbox"/> 設定困難 | |
| | 調査を実施しない理由 <input type="checkbox"/> 他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する（ <input type="checkbox"/> 教示済）。 <input type="checkbox"/> 当該公益通報に関して調査又は措置を行う必要性が認められない。 <input type="checkbox"/> 個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められない。 <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| | 通知年月日 | 年 月 日 |
| | | |